



平成30年12月26日

一般社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 日本空調衛生工事業協会 様
一般社団法人 日本電設工業協会

防衛省整備計画局
施設計画課契約制度企画室長
武隈 正儀
施設整備官付整備企画官
野崎 清隆

平成30年度第2次補正予算案における自衛隊施設の建設工事について

先般の意見交換会においては、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。今後の業務の参考とさせていただきます。さて、今回は平成30年度第2次補正案についてお知らせがあります。

平成30年度第2次補正予算案については、平成30年12月21日に閣議決定され、予算成立後に所要の自衛隊施設の建設工事を実施することとなります。

今回の補正予算案の内容としては、耐震化対策に係る整備、老朽化対策に係る整備、電力供給能力向上に係る整備及び隊舎等の生活関連施設の整備を全国的に実施するものです。

現在、各地方防衛局及び各地方防衛支局において、補正予算案の建設工事の発注規模などを検討しているところですが、年明け以降に工事情報を各地方防衛局等のホームページに掲載する予定ですので、貴会会員の皆様にご周知頂き、今後公告されますこれらの工事へのご応募をご検討頂きたいようお願い申し上げます。

防衛省における平成 30 年度 2 次補正予算関連工事の発注について

今年度発注する平成 30 年度 2 次補正予算関連工事につきましては、入札期間が短期であること等を踏まえ、次のような方法を採用します。

- 1 「数量表」に基づく入札を行う、「簡易型」の標準図等活用発注方式による発注を行います。
同方式による契約額の精算は、必要に応じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとします。
- 2 総合評価落札方式を用いる工事は、「短縮型」の総合評価落札方式を適用します。
- 3 配置予定技術者の変更等については、技術者不足等を踏まえ柔軟に対応いたします。

入札へ参加される建設業者各位におかれましては、本資料と各発注事業に係る資料・図書等を御理解していただいた上で入札に参加されるようお願いいたします。

【工事発注要領】

1 「簡易型」の標準図等活用発注方式による発注です

施設の概要を記述した図書及び調査仕様書等（以下「簡易な設計資料」という。）並びに「数量表」に基づいて入札を行い、契約後、受注者によって、調査並びに法手続に必要な図面、施工に必要な詳細図及び数量調書（以下「詳細図等」という）を作成し、発注者の審査・承認を得た上で工事に着手するという方式です。契約額は、まずは作成した詳細図等に基づき、後日精算を行うこととし、その後、現場精査等が生じた場合は、その精算も行えます。

- (1) 入札に当たっては、「数量表」により積算を行ってください
（「数量表」が優先されます）

「数量表」には、事業の計画額に合わせた数量を記載しており、必ずしも全工種が記載されているものではありません。公告時に提示する「簡易な設計資料」から必要な資機材や施工費を見積もることは困難ですので、「数量表」により積算し入札に臨んでください。

(2) 発注時の簡易な設計資料は実際に建設しようとしている事業の簡易な図面等です

公告時に提示している「簡易な設計資料」は、施設の案内図、配置図、平面図及び工事概要を記載したものであり、入札参加者に工事概要をイメージしてもらうためのものです。受注者が契約後に部隊から提示される要望書等を踏まえて作成する詳細図等を基に工事を実施していただくことになります。

(3) 詳細図等が受注者により作成された後、契約額の精算を行います

詳細図等が受注者により作成され、発注者の承認及び受発注者間の協議が了した後に、実際の施工を行うことになります。

なお、契約額の精算は、必要に応じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとします。

(4) 受注者が詳細図等を作成するために必要な費用は契約額に含まれます

「簡易な設計資料」の中に調査あるいは詳細図等（設計）作成に必要な諸条件も記載されていますので、その内容を基に必要な経費（当局においては測量又は建設コンサルタント会社等が調査あるいは詳細図等（設計）作成業務を行うことを基本として積算しています）を必ず入札額に含めてください。

(5) 当局の入札時における予定価格算出のための労務単価は「平成30年度公共工事設計労務単価」を使用しています

当局の入札時における工事費算出に用いる労務単価は、国土交通省で公表している「平成30年度公共工事設計労務単価」を使用しています。

精算（設計変更）時には、その時点で最新の単価を使用し、精算後、一定期間が経過した後に、賃金水準が不適当となった場合には「建設工事請負契約書」第26条の規定により見直しすることも可能です。

入札価格は現時点における労務単価で算出してください。

また、資材価格についても、現時点における物価資料等や資機材メーカーの見積などから適切な価格で算出をお願いします。

2 「短縮型」の総合評価落札方式

(1) 手続を簡略化します

総合評価落札方式の簡易型からの変更点として、簡易な施工計画を省略し、手続期間を短縮します。

WTO標準型からの変更点として、通常、2課題としている技術提案を、今回の補正予算案件については、1課題とし、手続期間を短縮します。

(2) 入札保証金は免除とします

通常、予定価格が高額な工事については入札保証金の納付をいただいておりますが、今回の補正予算案件については、全案件について免除とします。

3 配置予定技術者の変更等

(1) 配置予定技術者の変更について

通常、申請時に御登録いただいた配置予定技術者が、先に落札された別発注工事の配置技術者となった場合、配置予定技術者がいなくなったとして入札参加資格を失うこととなりますが、今回の補正予算案件については、申請時に御登録いただいた配置予定技術者と同等以上の技術者を用意できれば、落札決定までの間、技術者の変更を可能とします。

また、一つの契約工期が多年にわたる場合、受注者の責によらない理由による工事の大幅な変更が生じた場合及び工場から現地へ工事の現場が移行する時点等は、発注者と協議の上、途中交代が可能です。

(2) 現場代理人、主任技術者、監理技術者は施工に必要な詳細図等の作成期間中、現場における常駐及び専任の必要はありません

建設業法で定められている現場代理人、主任技術者又は監理技術者は施工に必要な詳細図等の作成期間中や工事現場が稼働していない期間中（機器の工場製作のみが行われている期間など）においては、現場常駐及び専任の必要はありませんので、他の工事や業務に従事していても問題ありません。

4 その他

詳細図等作成を1次下請けとして測量又は建設コンサルタント会社等が請け負った場合は、パブディス(PUBDIS)又はテクリス(TECRIS)への登録が可能です

詳細図等作成の業務を1次下請けとして測量又は建設コンサルタント会社等が請け負った場合は、業務実績について、パブディス(PUBDIS)又はテクリス(TECRIS)への登録は、地方防衛局等が発注したものと同等の取り扱いとし、登録できるものとします。

上記につきましてご質問がある場合は以下までお問い合わせください。

【お問合せ先】

〇〇防衛局 調達部 調達計画課

〇〇、△△

TEL xxx - xxx - xxxx (内線 xxxx)